

令和**7**年度 第2回

大阪府都市計画審議会 会議録

日 時：令和8年3月**26**日（木）

午前**10**時**00**分～午前**10**時**23**分

場 所：大阪府中央区大手前3丁目1番**43**号

ホテルプリムローズ大阪 「鳳凰の間」

議 題

【審議案件】

議第 501 号 東部大阪都市計画道路の変更

令和7年度第2回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏 名	職 名	出欠	備 考
1	学 識 経 験 の 者 あ る	松 島 格 也	京都大学特定教授	出	
2		織 田 澤 利 守	神戸大学大学院教授	出	
3		小 川 亮	大阪公立大学大学院教授	出	
4		越 山 健 治	関西大学教授	欠	
5		清 水 陽 子	関西学院大学教授	出	
6		中 田 真 木 子	近畿大学教授	出	
7		佐 藤 由 美	奈良県立大学教授	欠	
8		水 谷 聡	大阪公立大学大学院准教授	出	
9		中 谷 清	一般社団法人大阪府農業会議会長	欠	
10		宮 部 忍	大阪商工会議所女性会副会長	出	
11		千 葉 輝 顕	弁護士	出	
12	関係行政機関 の職員	志 知 雄 一	近畿農政局長	出	代理:農村振興部農村計画課長 野田 和史 代理:企画部広域計画課長 太田 衛司
13		武 田 家 明	近畿経済産業局長	欠	
14		齋 藤 博 之	近畿地方整備局長	出	
15		服 部 真 樹	近畿運輸局長	欠	
16		鎌 田 徹 郎	大阪府警察本部長	欠	
17	府 議 会 議 員	角 谷 庄 一	府議会議員（維新）	欠	
18		置 田 浩 之	府議会議員（維新）	出	
19		奥 村 ユ キ エ	府議会議員（維新）	欠	
20		岩 本 ゆ う す け	府議会議員（維新）	欠	
21		渡 辺 ひ で つ な	府議会議員（維新）	出	
22		大 橋 章 夫	府議会議員（公明）	欠	
23		山 下 浩 昭	府議会議員（公明）	出	
24		由 井 聖 太	府議会議員（自民）	欠	
25	市町村の長を 代 表 す る 者	濱 田 剛 史	大阪府市長会会長	欠	
26		藤 原 敏 司	大阪府町村長会会長	欠	
27	市町村議会の 議 長 を 代 表 す る 者	中 田 正 紀	大阪府市議会議長会会長	出	
28		坂 原 正 勝	大阪府町村議長会会長	欠	
29	大阪市長及び 大阪市会議長	横 山 英 幸	大阪市長	出	代理:大阪市計画調整局長 山田 裕文
30		杉 村 幸 太 郎	大阪市会議長	出	

※ 委員30名中16名出席

令和7年度第2回大阪府都市計画審議会 幹事・臨時幹事名簿（大阪府）

番号	職 名	氏 名	出欠	備 考
1	大阪都市計画局長	尾 花 英 次 郎	出	
2	大阪都市計画局 技監	荒 木 敏	出	
3	大阪都市計画局 副理事	池 信 儀	出	
4	大阪都市計画局 計画推進室長	正 垣 啓 之	出	
5	大阪都市計画局 拠点開発室長	森 岡 清 高	出	
6	大阪都市計画局 計画推進室 計画調整課長	牛 山 育 子	出	
7	政策企画部 危機管理室長	川 合 卓 爾	※	代理:幹事(臨時) 防災企画課長補佐 屋種 良一
8	政策企画部 企画室長	野 村 晶 子	※	代理:幹事(臨時) 推進課長補佐 川上 泰資
9	総務部 市町村局 振興課長	藤 原 幹	欠	
10	府民文化部 府民文化総務課長	山 田 祐 美 世	欠	
11	福祉部 福祉総務課長	光 野 秀 樹	欠	
12	健康医療部 健康医療総務課長	山 崎 幸 雄	欠	
13	健康医療部 環境衛生課長	上 澤 行 成	欠	
14	商工労働部 商工労働総務課長	長 畑 敬 延	欠	
15	環境農林水産部 みどり推進室長	田 中 武 次	※	代理:幹事(臨時) 森づくり課参事 早川 昌宏
16	環境農林水産部 循環型社会推進室長	金 丸 忠 司	欠	
17	環境農林水産部 環境管理室長	谷 垣 文 規	欠	
18	環境農林水産部 農政室長	塩 屋 泰 一	欠	
19	都市整備部長	美 馬 一 浩	欠	
20	都市整備部 事業調整室長	丸 毛 篤 也	※	代理:幹事(臨時) 事業企画課長補佐 北浦 宏章
21	都市整備部 道路室長	松 本 次 朗	※	代理:幹事(臨時) 道路整備課参事 松井 利公
22	都市整備部 交通戦略室長	山 野 光 昭	欠	
23	都市整備部 河川室長	小 池 重 一	※	代理:幹事(臨時) 河川整備課長補佐 竹島 雄介
24	都市整備部 下水道室長	西 俊 光	※	代理:幹事(臨時) 事業課長補佐 松本 龍
25	都市整備部 公園課長	酒 井 毅	※	代理:幹事(臨時) 公園課長補佐 北村 祐介
26	都市整備部 住宅建築局長	財 部 祐 介	欠	
27	都市整備部 住宅建築局 居住企画課長	古 澤 智 昭	出	
28	都市整備部 住宅建築局 建築指導室長	小 泉 真 一 郎	欠	
29	都市整備部 住宅建築局 住宅経営室長	遠 藤 望	欠	
30	大阪港湾局 理事	坂 田 文 郎	※	代理:幹事(臨時) 計画課計画調整担当課長代理 富山 和重
31	教育庁 教育総務企画課長	建 元 真 治	※	代理:幹事(臨時) 教育総務企画課指導主事 田邊 史人
32	教育庁 施設財務課長	鳥 井 昭 宏	欠	
33	教育庁 文化財保護課長	道 上 正 俊	※	代理:幹事(臨時) 文化財保護課技師 小木曾 優佳
34	警察本部 交通規制課長	雁 尾 仁 志	※	代理:幹事(臨時) 交通規制課長補佐 明瀬 達也

令和7年度 第2回大阪府都市計画審議会 臨時幹事名簿（市）

番号	職 名	氏 名	関連議案番号	出欠
1	東大阪市都市計画室長	毛登山 茂	議第501号	出

目 次

1	開会	1
2	議第 501 号「東部大阪都市計画道路の変更」	5
3	閉会	12

1 開 会

(午前10時00分 開会)

【司会】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第2回大阪府都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めます大阪都市計画局計画推進室計画調整課の千葉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会は、委員数30名のうち16名の委員に御出席をいただいておりますので、大阪府都市計画審議会条例第五条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしていることから、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本審議会は公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日審議会に御出席いただいております委員の皆様の御紹介をまいります。

まず、学識経験者の委員の皆様を御紹介いたします。

松島委員でございます。

【松島 委員】 松島でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 織田澤委員でございます。

【織田澤 委員】 織田澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 小川委員でございます。

【小川 委員】 小川です。よろしくお願いいたします。

【司会】 清水委員でございます。

【清水 委員】 清水です。よろしくお願いいたします。

【司会】 中田真木子委員でございます。

【中田 委員】 中田です。よろしくお願いします。

【司会】 水谷委員でございます。

【水谷 委員】 水谷です。よろしくお願いします。

【司会】 宮部委員でございます。

【宮部 委員】 宮部です。よろしくお願いします。

【司会】 千葉委員でございます。

【千葉 委員】 千葉です。よろしくお願いします。

【司会】 続きまして、大阪府議会議員の委員の皆様を御紹介いたします。

置田委員でございます。

【置田 委員】 置田です。よろしくお願いします。

【司会】 渡辺委員でございます。

【渡辺 委員】 渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 山下委員でございます。

【山下 委員】 山下です。よろしくお願いいたします。

【司会】 なお、配席表には由井委員の記載がございますが、遅参との連絡をいただいております。

次に、関係行政機関の委員の皆様を御紹介いたします。

近畿農政局長代理の野田委員でございます。

【野田 委員】 野田です。よろしくお願いします。

【司会】 近畿地方整備局長代理の太田委員でございます。

【太田 委員】 太田です。よろしくお願いします。

【司会】 次に、市町村長及び議会の議長を代表する委員の皆様を御紹介いたします。

大阪府市長会議会長の中田正紀委員でございます。

【中田 委員】 中田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 大阪市長代理の山田委員でございます。

【山田 委員】 山田です。よろしくお願いいたします。

【司会】 大阪市会議長の杉村委員でございます。

【杉村 委員】 杉村です。よろしくお願いいたします。

【司会】 ありがとうございます。紹介は以上でございます。

次に、委員の皆様にお配りしております資料の確認をいたします。

お手元の配付資料一覧を御覧ください。

1 点目、配付資料一覧及び委員配席表。

2 点目、大阪府都市計画審議会条例及び規則。

3 点目、議題及び付議案件一覧。

4 点目、委員名簿。

5 点目、幹事名簿及び臨時幹事名簿。

6 点目、右上に資料1と書かれました令和7年度第2回大阪府都市計画審議会議案書。

7 点目、同じく右上に資料2と書かれました令和7年度第2回大阪府都市計画審議会資料となっております。

以上、7点について、不足等ございませんでしょうか。

さて、本日举行されます都市計画審議会は、令和7年**12月16日**付で、学識経験者の委員改選が行われました。改選後初めての審議会となっており、現在、会長が不在であることから、会長の選任を行う必要がございます。

会長の選任につきましては、大阪府都市計画審議会条例第四条第1項の規定に基づき、学識経験者の委員の中から会長を選出する必要がございます。

会長を選任するまでの間、僭越ではございますが、私が進行を進めて参

りますので、よろしくお願いいたします。

会長の選任につきましては、推薦方式といたしたくと思いますが、委員の皆様、御推薦ございませんでしょうか。

織田澤委員、よろしくお願いいたします。

【織田澤 委員】 僭越ではございますが、都市計画分野に大変精通され、また、令和5年度から本審議会の職務代理を御経験されていることから、松島委員を御推薦申し上げます。

【司会】 ありがとうございます。

ただいま、松島委員のご推薦の御意見がありましたが、ほかの委員の皆様の御推薦や御意見はございませんでしょうか。

ほかに御意見等ないようですので、推薦のありました松島委員を会長に選出するにつき御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【司会】 御異議がないようですので、松島委員に会長をお願いしたいと思います。

それでは、以降の議事につきましては、大阪府都市計画審議会条例第五条第1項の規定により、会長が当審議会の議長と定められておりますので、松島会長に議長をお願いし、議事進行を進めていただきたいと思います。

では、松島会長、進行をよろしくお願いいたします。

【松島 会長】 ただいま御紹介いただきました、松島でございます。改めまして、よろしくお願いいたします。

今後、円滑な審議の運営に努めてまいりますので、皆様、御指導、御支援をよろしくお願い申し上げます。

せっかくこれだけ、様々な御知見をお持ちの皆様にお集まりいただいておりますので、ぜひとも忌憚のない御意見をいただきまして、闊達な議論

ができればと思っております。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、審議案件に入ります前に、先ほど事務局より話がございましたとおり、委員改選後、初めての審議会となりますので、大阪府審議会条例第四条第3項の規定に定めております、会長の職務代理者の指名を行いたいと思います。

なお、職務代理者の指名に関しましては、当審議会条例第四条第3項の規定において、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとなっております。

私といたしましては、織田澤委員にぜひお願いしたいと思いますが、皆様がいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

そうしましたら、異議ないようですので、織田澤委員に職務代理をお願いしたいと思います。織田澤委員、よろしくお願いいたします。

【織田澤 委員】 よろしくお願ひします。

【松島 会長】 では、引き続きまして議事を進めてまいりたいと思います。

本日の審議案件は「東部大阪都市計画道路の変更」の1議案でございます。

そうしましたら早速でございますが、議第**501**号「東部大阪都市計画道路の変更」につきまして、幹事より説明をお願いいたします。

2 議第501号「東部大阪都市計画道路の変更」について。

【幹事 正垣計画推進室長】 計画推進室長の正垣です。よろしくお願いいたします

いたします。

議第**501**号「東部大阪都市計画道路の変更」について、御説明いたします。

配付している資料1及び資料2を御覧ください。

まず、都市計画道路大阪八尾線の概要について御説明いたします。

都市計画道路大阪八尾線は、大阪市との境界の東大阪市岸田堂2丁目地内を起点にJR長瀬駅前交通広場を経由し、東大阪都市計画道路柏田長瀬線と接続する長瀬町三丁目地内を終点とする延長約**1,030**メートル、車線数2車線、幅員**16**メートルの都市計画道路です。

同路線は、東西方向の区間につきましては、現況、幅員**18**メートルの道路として整備が完了し供用しております。南北方向斜めの区間については、現況、幅員**12**メートルの道路で供用されており、未整備であるため、今後、幅員**16**メートルまで拡幅が必要な道路となっております。

続いて、大阪八尾線に関する変更内容及び理由の詳細を御説明いたします。

令和7年**11**月に、東大阪市において都市計画道路の見直し案が作成され、令和8年1月に開催された東大阪市都市計画審議会において、大阪八尾線の終点となっております、柏田長瀬線の都市計画を廃止することが決定しました。東大阪市の都市計画道路の変更を受け、これまでの大阪市境の起点から終点をJR長瀬駅前交通広場へと結ぶ都市計画道路に変更するものです。

その結果、拡大図の赤で示すとおり、延長が約**50**メートル減少し、終点が長瀬町三丁目地内から寿町一丁目地内へと変更となり、延長は約**1,030**メートルから約**980**メートルに変更となります。

最後に、これまでの都市計画の手続について御説明いたします。

都市計画の案の作成に当たり令和7年8月**29**日から2週間、公述人の募

集を行ったところ公述の申出はございませんでした。

その後、令和7年**11**月6日から2週間、案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

また、法第十八条に基づく意見照会も東大阪市から「意見なし」との回答をいただいております。

説明は以上でございます。

【松島 会長】 ありがとうございます。

そうしましたら、ただいま幹事からの説明につきまして、何か御意見、御質問ございましたらよろしくお願いいたします。

清水委員、よろしくお願いします。

【清水 委員】 御説明ありがとうございます。2点ほどお聞かせください。

今回、先ほど御説明の斜めに接続する道ですね、ここが**16**メートルまで拡幅されるということですが、これが最終柏田長瀬線まで接続されるということになるかと思えます。その場合、この拡幅がされるということになりますので、交通量が増えるのではないかとということが少し気になるんですけれども、その先、この緑の東西のところまで、そこまで接続しないことによる交通量への影響はどうなのかなというところが一つです。

もう一つは今、拡大図の黄色いところがありますけれども、その部分が今回、都市計画道路から外れるということになるかと思うんですけれども、それによってこの場所が何か影響を受けるということがあるのか、これまで建築制限を受けてきたと思うんですけれども、それが今回、外れるということがこの地域の方の御理解ですとか、何か御意見等はなかったのかというところが少し気になるんですけれども、いかがでしょうか。

【松島 会長】 幹事いかがでしょうか。

【幹事 牛山計画調整課長】 御質問いただきありがとうございます。

計画調整課長の牛山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど御質問いただいた2点、交通量に関してなんですけれども、この拡幅、**16**メートルの道路の幅員ですが、車道の幅員に関しては3メートルずつ既に出来上がっておりまして、歩道の**4.5**メートル、当時の考え方では自転車歩行者道だと思うんですけれども、その幅員が不足しているということで、車道の幅員自体は変更がありませんので、交通量に関しては影響なしと考えております。

もう一つ、権利の制限なんですけれども、短くすることによって、今、その黄色の四角で囲っているところなんですけれども、そこにハイツが1軒、それと自転車駐車場が一つあります。それを今回外すことによって必要ではなくなる、不要な権利制限を課すことがなくなるということで、今までずっと3階建て以上は建てられないという権利制限がかかっていたんですけれども、その権利制限がなくなって自由に建築ができるということになりますので、今回外すことに意義はあると思っております。

以上です。

【清水 委員】 ありがとうございました。

ただいま御説明いただいた、例えばハイツの持ち主の方は権利制限が外れるということもあるので、自由に建てられる反面、今まで、例えばですけれども税金が少し、優遇されていたところもあるかと思うんですけど、今回、この外れるということについて御理解いただいているという理解でいいでしょうか。

【幹事 牛山計画調整課長】 ありがとうございます。

地元説明会を行って、先ほど室長からの説明にもありましたとおり、縦覧それと公聴会、そこでも特段意見なしと伺っておりますので、問題ない

かと思います。

【松島 会長】 ありがとうございます。

ほかに、織田澤委員、お願いします。

【織田澤 委員】 織田澤です。御説明ありがとうございます。

この地図で言うところの、下側の道路が以前に都計の変更があって、それを受けて、今回、この対象を変更するということなのですが、その間の経緯というのがよく分かりません。私権を制限するということに対して、十分に配慮する必要があると思うのですが、そのあたりの経緯、なぜこのタイミングでとか、このような形で変更があったのか、南側の道路の変更のタイミングを含めて御説明いただければ幸いです。

【松島 会長】 幹事、御回答お願いいたします。

【幹事 牛山計画調整課長】 御質問いただきありがとうございます。

経緯としては、まず、この大阪八尾線ですけれども、昭和**21**年9月に終点を東大阪市の金岡として、延長が**3,550**メートル、幅員が**16**メートルの都市計画として決定しました。その後、平成**11**年に**JR**おおさか東線の立体交差化に合わせて、駅前の交通の円滑化を図るために大阪八尾線に新たに駅前広場を追加するということと、柏田長瀬線との交差点隅切り部を拡大するため一部区域変更を行いました。南側ですけれども、大阪府では、長年権利制限をかけて実施できてない都市計画道路の見直しということで、平成**15**年3月に見直しの基本的指針を策定し平成**15**年度から平成**18**年度にかけて1回目の見直しを、平成**23**年3月に見直しの基本方針を策定し平成**23**年度から平成**26**年度にかけて2回目の府全体で見直しを行いました。その結果、この路線については平成**26**年8月に大阪府都市計画道路の見直しによって柏田長瀬線との交差部の南側を廃止したという経緯があります。

北側を残した経緯ですが、先ほども申し上げましたように、車道の幅員

としては出来上がっていましたが、ここの歩道の幅員が今まだ2メートルしかなく、歩行者の行き来は何とか普通にできますが、車椅子とか、自転車の通行が非常に多い区間でして、それらが擦れ違うのには幅員が足りないのでは、ということで南側の交通量を確認したところ、人と自転車で1日**570**人でしたが、自転車のほうが割合多く、人の通行は大体**200**人前後ぐらいしかないということで、それほど交通量がないので、現道のままで廃止しても問題ないであろうと。ただ、北側に関しては、今回残したところに関して、実際に測ったところ、朝、それから夕方の通勤通学時間だけで自転車を除いて**320**人、昼間もちょうど主婦とか、お家におられる方が買物に行かれる時間帯でもだいたい**150**人ぐらいの通行量があったということで、概ね7時間ぐらいで**500**人近くの通行量があるということになると、1日**24**時間の通行量となれば計算上ですが、**700～800**人は通っているということが想定されますので、歩道幅員としては足りないということで、今回この路線は残しているということです。よろしいでしょうか。

以上です。

【織田澤 委員】 ありがとうございます。

今回外れた**50**メートルの扱いについてはいかがでしょうか。前回の見直しを行ったタイミングで、ここは本当に必要でなければ同じタイミングで見直すべきだったのではないかという指摘です。

【幹事 牛山計画調整課長】 当時はまだ、柏田長瀬線は存続しており、今回、柏田長瀬線がついこの間、市により都計が外されたので、道路のネットワーク上、この道路に接続する意味がありますので、ここまで存続させています。今回、緑にあたる柏田長瀬線が廃止になりましたので、この行き先がなくなってしまうので、この駅前広場のところを終点にして道路ネットワークを確保しているという、そういう変更を行うということ

です。

【織田澤 委員】 なるほど。東大阪市さんのほうの都市計画の変更のタイミングで変更したとのことですね。

【幹事 牛山計画調整課長】 はい、そのとおりです。

【織田澤 委員】 はい、分かりました。ありがとうございました。

【松島 会長】 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

幾つか御意見をいただきましたけども、特に反対するという御意見ではなかったと思っております。

したがって、私といたしましては、議第**501**号を原案どおり承認することについて、反対意見なしという形で進めたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

【松島 会長】 ありがとうございます。

御異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

以上で本日の議案は全て終了いたしました。

本日、御審議いただいた案件につきましては、直ちに事務局において必要な手続をお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、御審議並びに円滑な議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

3 閉 会

【司会】 松島会長、議事進行ありがとうございました。

本日御審議いただきました内容を踏まえ、必要な手続を進めてまいります。

以上をもちまして、令和7年度第2回大阪府都市計画審議会を閉会といたします。

本日御出席いただきました委員並びに幹事の皆様、誠にありがとうございました。

（午前10時23分 閉会）